

第 1 3 回農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 1 月 8 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第44号から第47号)
日程第4 議事(議案第43号から第46号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 5 人)

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 若林 俊明 | 2 番 | 横山 實 |
| 3 番 | 森田 啓介 | 4 番 | 松山 宗則 |
| 5 番 | 舟木 康眞 | 6 番 | 永森 薫 |
| 7 番 | 明石 茂 | 8 番 | 前田 進 |
| 9 番 | 土合 正夫 | 10 番 | 城石美枝子 |
| 11 番 | 山谷 孝芳 | 12 番 | 村上 利之 |
| 13 番 | 前田 光春 | 14 番 | 熊西 忠治 |
| 15 番 | 水元 睦雄 | 16 番 | 石庭 文男 |
| 17 番 | 川西喜一郎 | 18 番 | 山下 隆之 |
| 19 番 | 杉本 周平 | 20 番 | 堀 清範 |
| 21 番 | 堀 正 | 22 番 | 石井 寿男 |
| 23 番 | 前花 敏子 | 24 番 | 竹島 信義 |
| 25 番 | 佐伯 瑞穂 | | |

欠 席 委 員 (0 人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第45号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

- 報告第 46 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
- 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 44 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

副主幹 福井 有希夫 農政係長 遠藤 修

会議の概要

開会時刻 午前 10 時 00 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 13 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「3 番 森田委員」「4 番 松山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第44号の説明）

議長（舟木会長）

報告第44号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第45号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第45号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第46号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第46号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第47号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第43号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は5件ございます。

【議案第43号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
5件すべてが、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第44号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第44号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第44号を議案書をもとに朗読】

1番は農家住宅敷地拡張としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については村上委員より説明願います。

村上委員

議案第44号の1番について説明します。

申請人は 地内で農業を営んでいます。

現在、妻と次女の3人で暮らしております。このたび、次女については、結婚の話が進んでおり、同居のため、住宅を改築の予定であります。住宅の敷地の一部及び農機具格納庫の敷地が農地であることが判明し、事前に農業委員会に相談したところ、農地転用許可を必要とすることを知らされました。

申請者自身、農地法についての知識がなかったこととはいえ、無断転用となっていたことを十分に反省し、一刻も早く是正をするため、今回始末書を添えて申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第44号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農家住宅敷地拡張であり、集落にも接続していることから規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第44号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第45号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書7ページの議案第45号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第45号を議案書をもとに朗読】

- 1番は自己用資材置場としての転用申請です。
- 2番は分家住宅敷地としての転用申請です。
- 3番は住宅敷地としての転用申請です。
- 4番は駐車場・資材置場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については杉本委員より説明をお願いします。

杉本委員

議案第45号の1番について説明します。
申請人は 地内で 加工業を営んでいます。
このほど、資材置場の敷地が田であることが判明し、事前に農業委員会に相談したところ、農地転用許可を必要とすることを知らされました。
調査したところ前の所有者が 工場を営んでいたときに既に農地ではなくっており、無断転用となっていたことが判明し、一刻も早く是正をするため、今回始末書を添えて申請されたものです。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番については村上委員より説明をお願いします。

村上委員

議案第45号の2番について説明します。
申請人は 地内で祖母、父、家族4人と弟の家族4人が同居しています。
子供も大きくなり部屋を確保するのも大変な状況です。
農作業の手伝いや両親の面倒のことも考え、本家の近くにある父所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番、4番については水元委員より説明をお願いします。

水元委員

議案第45号の3番について説明します。

申請人は 地内のアパートで妻、息子と暮らしています。子供も大きくなり手狭な状況になっています。また両親の面倒のことも考え、本家に隣接する父所有の田を転用して分家住宅を建てることにしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

つづいて、議案第45号の4番について説明します。

申請人は 地内で 工事業を営んでいます。

現在の敷地内で作業所及び木材の乾燥スペースで確保すると従業員の駐車スペースを確保できない状況にあり、市道に駐車しているのが現状であります。

業績も好調であることから隣接の土地を転用し、駐車場及び資材置場として申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第45号について説明します。

1番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用資材置場であり、既存地の拡張でありことから、規模、必要性からも問題ないと判断します。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は分家住宅敷地で、集落に接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地であり、集落に接続していることから問題ないと判断します。

4番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は駐車場・資材置場であり、集落にも接続していることから、やむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第45号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第46号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第46号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、私、舟木及び9番土合委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をします。

舟木会長、土合委員退席

議長（前田職務代理者）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（前田職務代理者）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田職務代理者）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第46号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田職務代理者）

挙手全員であります。

よって、議案第46号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

舟木会長、土合委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第13回総会を閉会します。

閉会時刻 午前11時08分

その他報告事項

農業委員会新年懇談会の開催について

日 時 平成28年 2月 4日(木)午後6時より
場 所 松原屋旅館
会 費 10,000円
来 賓 市長、議長
後日、委員あてに案内状を送付します。

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成28年 2月 5日(金)午後2時から
射水市役所布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 森田 啓介

署名委員 松山 宗則

第十三回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十八年一月十二日
至 平成二十八年一月二十九日